

京都市告示第 3 5 8 号

次の土地を、京都市市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例（以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づく区域として指定しましたので、条例第 6 条第 2 項の規定に基づき告示します。

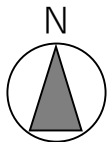
令和 8 年 9 月 1 0 日

京都市長 松 井 孝 治

指定する土地の区域

別図において赤色で示す土地の区域のうち、次に掲げる土地の区域を除くもの。

- 1 条例第 4 条第 2 項各号のいずれにも該当しない土地の区域
- 2 条例第 5 条第 2 項各号に規定する土地の区域



京都市西京区大原野灰方町自治会 指定区域図

